

○河村委員長 この際、山井和則君から関連質疑の申し出があります。階君の持ち時間の範囲内でこれを許します。山井和則君。

○山井委員 三十分間、質問をさせていただきます。

まず冒頭、二問。

昨年、過労死防止法が成立をいたしました。超党派、安倍総理も含めた全ての議員、政党の賛成で成立をしたわけですが、残念ながら、この国会に出てきております残業代ゼロ法案、労基法改正、そういう中で、逆にこれは過労死促進法ではないかという、過労死の御家族や労働団体からの悲鳴も起こっております。

そういう中で、きょうは、実際、異常な長時間労働でクモ膜下出血で倒れてそれで失明をされた山下照之さん、そしてまた、ブラック企業による長時間労働で残念ながら過労事故死をされてしまわれました渡辺航太さんのお母さんも、傍聴にお越しをいただいております。

安倍総理に質問通告しておりますので、まず冒頭二問、そのことについてお伺いしたいと思います。

この山下照之さん、五十三歳の方でありますけれども、多い年は年間三百日海外出張、そしてまた月百五十時間を超える残業もしておられました。それで、クモ膜下出血で倒れられて、一命は取りとめられましたが、残念ながら失明をされてしまわれました。

そして、普通、こういう話を聞くと、これは労災だというふうに当然なるわけですがけれども、ところが、労災の認定は不認可。その理由は、会社側は、月の残業が十時間未満だと。全く労働時間を把握していないわけですね。

それで、なぜそういう違いが起こるのかということ、会社側が、山下さんの勤務、労働時間がわかるパソコンのデータやメールを消去してしまった、証拠を隠滅してしまったわけですね。こういうケースは今続出しているんです。

今、安倍総理が進めようとされておられます裁量労働制、高度プロフェッショナル、そういう成果主義と言われる労働時間の中で、労働時間の把握が曖昧になる。それで、いざ、こういう労災になったり過労死で倒れたりしたときに、会社側が労働時間を把握していない。把握していないどころか、あるケースでは、過労死をされたその日に、会社側が、お亡くなりになられた方のパソコンを持って行って、全て勤務記録の証拠を消してしまう、そういうことが今続出しているんです。こんなことはあってはならないと思います。

こういうふうなことは、やはり違法ではないですか。今後、禁止すべきではないですか。このことについて安倍総理に通告しておりますので、安倍総理の答弁をお願いしたいと思います。安倍総理。

〔委員長退席、萩生田委員長代理着席〕

○安倍内閣総理大臣 労災認定に係る労働時間の把握については、タイムカードの確認や、同僚、取引先への聞き取りなど、さまざまな方法により労働基準監督署が独自に調査を行い、実労働時間を把握し、適切に対処しているところであります。

また、過重労働等が疑われる事業場に対して監督指導を行った際、労働時間の実態を隠蔽する目的でパソコン記録等を消去するような悪質な行為が認められた場合には、労働基準法違反の有無について徹底した調査を行うこととなります。

その結果、割り増し賃金の不払いなど、法違反が認められた場合には是正を指導し、重大または悪質なケースについては書類送検を行うこととしています。

今後とも、全ての方が安心して働くことができる労働環境の確保に努めていく考えであります。

○山井委員 重要な答弁です。こういうことが今横行をしております。いざ過労死や労災になろうというときに、会社側がパソコンやメールを消去してしまう、証拠を隠滅してしまう、それで労災さえも、過労死の認定さえもさせない、そういうことがふえているというのはあり得ない話であります。そういうブラックな企業をふやすことがあってはなりません。

そして、もうお一人、非常に残念なケースですが、昨年四月に渡辺航太さんが過労事故死をされました。これもブラック求人でありまして、求人票を見たときには月残業二十時間となっていた。ところが、多いときには百時

間以上の残業を強いられた。

それで、航太さんは、本当に親孝行で真面目で、自分のことよりも他人のことを思いやるすばらしい若者でありました。人生これからというときに、そういう、求人票では、残業時間二十時間、正社員と書いてあったのに、いざ就職したら、残業百時間以上の月があったり、あるいはアルバイトで、正社員でもなく、本当につらい思いをされました。

こういうブラック企業の被害、過労死でも、最近では娘さんや息子さんが過労死をされてしまう、そういう悲劇が本当にふえておりますし、過労死をした上でも、なお労災すら受けられない、また、受けられるとしても、五年、十年、裁判で闘うケースもある。そんな本当にブラックな世の中になろうとしている中で、今、残業代ゼロという考え方を今の政権が推進しているのは非常に問題であります。

結果的に、このフリップを見てもらいましたらわかりますように、出勤時間から退勤時間まで、例えば、四月の九日の場合は十九時間三十四分。そして、十五日には二十三時間。そして、一番最後、過労事故死をされる前日は、十一時に朝出勤して、翌日の朝八時まで働いておられるという、二十一時間、こういう出勤と退勤まで時間がある。こういう徹夜勤務の翌日、過労事故死をしてしまわれました。

そこで、これも質問通告しておりますので、安倍総理にお伺いしたいんですが、やはり成長戦略ということで、経団連からの要望もあって、こういう残業代ゼロ、成果主義ということを安倍総理は進めておられるようですが、やはりこれは、人の命を犠牲にする成長戦略というのはおかしい。余りにも安倍総理の考え方というのは企業寄り過ぎるのではないですか。安倍総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 過労死はあってはならないことであり、政府としては、長時間残業に関する監督指導を徹底するとともに、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を繰り返している場合には、これまで、書類送検を行った段階で原則公表する取り扱いとしてきたところではありますが、一歩進めまして、是正を指導した段階で公表することにいたしました。対応の強化を図っています。

その上で、国会に提出している労働基準法改正案は、これは残業代ゼロとかそういうものではなくて、ワーク・ライフ・バランスの観点から、働き過ぎを是正するとともに、多様で柔軟な働き方を進めるものであります。

法案では、また、全ての働く人の働き過ぎを防止するために、企業に対し、働く人の意見を聞いて休暇を指定することの義務づけ、中小企業における時間外労働への割り増し賃金率の引き上げ等を行うことにしています。

また、裁量労働制につきましては、企画立案を担うホワイトカラーの働き方の実態に合わせ対象を見直すとともに、健康確保の観点から、特別な健康診断や休暇といった措置のいずれかを必ず行うよう企業に求めることとしています。

さらに、時間ではなく成果で評価する制度は、例えば金融商品の開発などグローバルに働く専門職の方に力を存分に発揮していただくものでありまして、その健康確保のため、在社時間等を把握した上で、一定の休暇を与えるなどの措置を求めるとともに、医師による面接指導を企業に行わせることとしております。

このように、働く人の健康を確保しながら生産性の向上を図っていく、これが安倍内閣の成長戦略であり、人の命を犠牲にする上に成り立っている、これは全くの間違った指摘であるということをお理解いただきたいと思います。

○山井委員 残業代を払わずに、若者を初め労働者の方々を使い倒してしまう、そういうブラック企業が喜ぶような法改正、何よりも一番つらい思いをされている過労死の御遺族の方々や、またそういう過労で倒れられた当事者の方々が心配し、反対している残業代ゼロ制度というのは、ぜひ断念をしていただきたいと思います。

次の質問に入りたいんですが、ちょっと先ほどの小川議員、玉木議員、階議員の質問で私は納得できないことがありまして、お伺いしたいと思います。

非核三原則なんですが、先ほど、長崎では非核三原則の堅持ということに触れるとおっしゃいました。では、なぜ広島ではそのことは触れられなかったんですか。歴代の総理大臣は全て触れていたんです。安倍総理も、去年、昨年、第一次安倍政権でも触れていたんです。わざわざなぜ広島で抜いたんですか、それを。

○安倍内閣総理大臣 先ほども答弁しておりますように、まさに国是として、この非核三原則を前提のもとに、広島におけるスピーチにおきまして、核のない世界を実現していくために、日本は国際社会の中においてその

実現のためにリードをしていく、国際社会をリードしていくということもしっかりとる述べているわけでございます。ですから、この考え方には毛頭も変わりはないわけでありまして、その前提の上でお話をさせていただいているわけでございます。

また、その後に開催されました被爆者団体の方々との懇談会におきましても、挨拶の中で、非核三原則の堅持は申し上げているとおりでございます。

○山井委員 全く答弁になっておりません。

私の知り合いの広島の方からも、非核三原則に安倍総理が式典で触れられなかったことにショックで涙がとまらなかったということをおっしゃっておられました。世界に、唯一の被爆国である日本が、核廃絶をアピールする一番重要な場じゃないですか。

答えになっていないんです。懇談会で言いました、なぜ、懇談会で言うのであれば挨拶から抜いたんですか。世界の人々が注目している、アピールしている、これは、今までも入れなかったからことし入れなかったじゃないんです。歴代の総理大臣がずっと入れてきた、御自分も、去年、おとし入れてきた。おっしゃったように国是じゃないですか。

なぜ国是を抜かれたんですか、広島だけ。

○安倍内閣総理大臣 これはもう国是でありますから、不動の政府としての考え方であります。ですから、その意味におきまして、私も総理大臣として既に何回もこれは申し上げているとおりであります。

ですから、その上におきまして、いわばこれは御挨拶の中で、それを前提として、核兵器のない世界をつくっていくために我々は何をしていくかということについて述べているわけございまして、当然それを前提としてお話をさせていただいているということでありまして、これを落としたから、我々は政策から、それを変えたということでは全くないわけでありまして。

それが証拠に、先ほど申し上げましたように、その後行われた被爆者団体の方々との懇談会の席においては非核三原則の堅持についてはお話をさせていただいているとおりでございまして、そしてまた、長崎の御挨拶の中ではそれが入っているということでございます。

○山井委員 全く理解できません。

広島に入れなくて、なぜ長崎で入れるんですか。私は入れるべきだと思いますよ。どう違うんですか。どう違って、なぜ広島で入れなくてよくて、なぜ長崎では入れないとだめなんですか。お答えください。

○安倍内閣総理大臣 いずれにいたしましても、もうそれを前提として我々はお話をさせていただいているわけでございます。

その中で、いわば広島と長崎での御挨拶、それぞれでどういう御挨拶にしていくかということで案文を起案していくわけございしますが、いずれにいたしましても、これが入っていないから我々が国是を変えたということではないということは御理解をいただいたと思うわけございまして、これを前提に私は御挨拶をさせていただいたということに尽きるわけございまして。

〔萩生田委員長代理退席、委員長着席〕

○山井委員 全く理解できません。

これだけの国是を、あなたは、わざと意図的に抜いたんですよ。世界が、非核三原則の堅持を日本はやめるのかと思うのが当たり前じゃないですか。

そうしたら、お聞きしますが、もともと広島は抜いて長崎は非核三原則を入れる予定だったのか、それとも、広島に批判が出たから急遽長崎で入れることにしたのか、どっちですか。

○安倍内閣総理大臣 もともと、広島での御挨拶の案と長崎での挨拶の案は、これは基本的にセットで起案をしているわけございまして、その中で、重複する言葉もあればそうでない言葉もありますし、前年まで使ってきた言葉をどう調整するかということにつきましても、外務省、厚労省、そして官邸において、まず事務方で協議をしながら文案を作成するわけございまして。

○山井委員 いや、全く、ちょっとしたてにはじゃないですよ。国是じゃないですか。唯一の被爆国であって、世界で一番の苦しみを感じられている広島に被爆者の方々、もう本当にあきれられ、失望されておられます。

そのことと私は関連するのではないかと思いますが、おととい、中谷大臣は、今回の安保法案の中で、結局、弾薬とみなされて、核弾頭つきの核ミサイルは、法律上は自衛隊が輸送することからは排除されないという答弁をされました。岸田外務大臣も、そのとおりだと認められました。

法理上、自衛隊が他国の領土で、そして核兵器を輸送することが、先ほどあり得ないとおっしゃいましたが、総理の決意は聞いていませんから、純粋法理上、核兵器を自衛隊が輸送することは除外されているのか、されていないのか、イエス、ノーで、安倍総理、お答えください。

○安倍内閣総理大臣 それは、周辺事態安全確保法においても変わりがないわけでありますが、そもそも、政策的選択肢としてないものをどうだという議論をすること自体が私は意味がない、このように思います。

○山井委員 安倍総理、全く答弁されませんね、先ほどの非核三原則にしても。国民の方は、これじゃ理解できませんよ。国民の方が不安に思っているんです。

私たちが今審議しているのは法律なんですから、安全保障法案という法律なんですから、法律上は、今回の安保法案で自衛隊が核兵器を輸送することは排除されているんですか、されていないんですか。イエス、ノーでお答えください。

○安倍内閣総理大臣 先ほどそれは答弁しているとおりでありますが、そもそも、政策上、これはあり得ない話であります。いわば政策的な判断をする私が、あり得ない話について、政策的な判断をする私が答えることは、まさに政策的な判断をしているという誤解を与えさせようと山井さんは考えておられるんだろうと思いますが、これは政策的には全くあり得ない話であります。

そして、純粋に法理上ということではありますが、これは、事実上、政策的にはあり得ないんですから、まさに机上の空論と言えます。机上の空論ではありますが、中谷大臣がまさに純粋法理上は答弁したとおりであります。であるならば、それは、周辺事態安全確保法、今まである法律ともこれは同じであります。

しかし、この場において、まさに私は政策的な判断をする立場の行政の長であります。その長にそういう答えをさせて、それがあり得るかのごとく印象を与えようとする議論は、私はそれは真摯な議論とは言えないのではないか、このように思います。

○山井委員 安倍総理、今、中谷大臣が答弁されたとおりで。つまり、法理上は核兵器を自衛隊が今回の安全保障法案で輸送することは排除されていないということをお認めになりました。これは非常に大きなことであります。

昨日も、核兵器を輸送することを認めるということは使用することも容認するということにつながりかねない、そんなことはあり得ないということを被爆者団体の方々もおっしゃっておられます。世界一、反核、非核、そういうものに先頭をとるべき日本で、法律上核兵器を自衛隊が他国の領土で輸送できるようにする、そんな危険な法律が許されるはずがないじゃないですか。

岸田外務大臣は、法律上核兵器を自衛隊が輸送できるということをおとついで、今初めて承知したと答弁されました。安倍総理は、その事実をいつから御存じでしたか。

○安倍内閣総理大臣 先ほども申し上げたとおり、これは法理上の話であって、本来、法理上の話ではなくて、政策上あり得ないと私は言っているじゃないですか。政策上あり得ないということは、それは起こり得ないんですよ。起こり得ない。起こり得ないことをまるで起こるかのごとくそういう議論をするのは間違っていると、私が何回も申し上げているとおりであります。

山井さんは、そのように起こり得ないことを十分にわかっているはずですよ。わかっているのに、まるで我々がそういう政策的な選択肢としてそれがあるかのごとく印象を与えようとして、そういう議論をわざわざされているんだと思います。

そもそも、そんな、弾頭自体を日本に運んでくれと米国が言うこと自体は一二〇%あり得ませんよ。そして、日本側が、一二〇%ないということを前提に、頼まれたとしても、それは絶対にやりませんよ。それは当たり前ではありませんか、非核三原則もあるんですから。しかし、ただ単に、純粋上、それはどうなのかと言われれば、理屈としては、これは周辺事態安全確保法と同じですよ。それは御存じのほうですよ。なぜそのことは聞かれないんですか。周辺事態安全確保法、今でもそうなんです、それは、純粋に議論であれば。

ですから、それをこの法律だけについてどうかと言うことは、まさに国民に誤解を与えようとしている意図を感じざるを得ない。ですから、今私が申し上げたとおりであります。

○山井委員 安倍総理の答弁はおかしいと思いますよ。私たちが今、国会で議論しているのは法律ですよ。この法律は、五年、十年、二十年、三十年、将来の日本の国を左右するんですよ。今の政権が政策判断で核兵器は輸送しませんと、そんな答弁じゃ、全く安心も納得もできるはずないじゃないですか。

法律的に可能だったら、次の政権が違法じゃないから核兵器を運びますと言えば、違法じゃないんですよ。絶対にあり得ないと言うならば、安倍総理、今回の法案の中で核兵器は除外するとしっかり明記してください。そうしないと納得できません。

○安倍内閣総理大臣 それは、先ほど申し上げましたように、周辺事態安全確保法、今既にある法律においても同じことなんですよ。法理上は同じだということは中谷大臣も述べているじゃないですか。ですから、それはそもそもそこでも起こり得なかった、これはあり得ないことだからであります。

私は総理大臣として、あり得ない、こう言っているんですから、間違いありませんよ、それは。総理大臣としてそれは間違いがないということを書いてあるわけですから。これはそもそもあり得ないということについて、それはまるで政策的にあり得るかのごとく議論することは間違っているということを書いているわけでありまして。

○山井委員 憲法を解釈変更して、憲法違反の安保法案を出している安倍総理があり得ないと言っても、国民は信用しませんよ。あり得ないことをやろうとしているから、国民は不安に思っているんじゃないですか。

では、お聞きしますが、自衛隊が輸送するときに、この中に毒ガスが入っている、普通の兵器だ、大量破壊兵器だ、あるいは核弾頭が含まれている、一々これを確認することができるんですか。安倍総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、いわば輸送する段階において、実際の運用においてはそうしたものを確認していくのは当然のことなんだろう、このように思うわけでございます。

そして、今、毒ガス等々とおっしゃった。それはまさに国際法に違反するわけでありまして、国際法に違反するものを我々が実行するということは、これもあり得ないわけでございます。

○山井委員 確認を一々、そんなことは本当にできるはずがないわけでありましてよ。一々本当に事前に確認するんですね。今の答弁は非常に重要ですよ。一々確認すると私は初めて聞きましたよ。だめですよ、だめですよ、今おっしゃったわけですからね、安倍総理。

それに、国際法上違反していると言うけれども、今は国際法の話をしているんじゃないんですよ。安倍総理が提出している安保法案の話をしているんです。でも、一々排除しないということですが、なぜ排除しないんですか。核兵器は絶対にだめだと排除するように修正したら、国民の方々も納得できるかもしれません。

では、五年、十年、次の政権あるいはその次の政権が政策的判断で核兵器を輸送するとも判断した場合、この核兵器を輸送するということは違法になるんですか、違法でないんですか。

○安倍内閣総理大臣 これは、山井先生、先ほど私が答弁したように、一々確認しますよ。当たり前じゃないですか、運び方が違うんですから、それぞれ対象物がどうなるかによって。何でも同じように運ぶわけではないんですよ、そうしたものを運ぶ際には。ですから、一々確認をしながら、それに対応した運び方をしていくのは当然のことです。

ですから、例えば米軍は日本側にこういうものを運んでもらいますということを書いてくるわけでありまして、それに対応して我々は運んでいく。そして、もちろん、当然我々は、先ほど申し上げましたように、国際法に反することはそもそもやらないわけでありまして、これは当たり前のこととさせていただきます。

そして、先ほど核弾頭云々かんぬんという話をされましたが、そもそも日本側にそれを頼むということは一二〇%ありませんが、しかもそれを運ぶという能力を我々は持っておりませんが、その上においてそれを運ぶということはもちろんあり得ないわけでありまして、それは当然断る。

しかし、それはそもそも全くない話でありまして、ですから、これはまさに、ほとんどここで政策論として議論する意味はないわけでありまして。そういう議論をするのであれば、ではなぜ周辺事態安全確保法のときに法理上どうかという議論をしなかったのかということなんだろう、こう思うわけでありまして、まさに法理上の話については答弁しているわけでありまして、しかし、政策論としてはこれは一二〇%あり得ないわけでありまして。

○山井委員 あり得ない、あり得ないとおっしゃるんだったら、政策判断であり得ないんじゃないくて、安倍総理のあり得ないという言葉ほど説得力のないものはないんですよ、法律で、安倍総理の言葉じゃなくて。

私たち政治家は、後世の子供や孫たちの時代にも戦争のない、核兵器を絶対に輸送もしない、そういう日本を残す責任があるんですよ。その担保は、安倍総理の答弁ではだめです。法律にしっかり書いてください。核兵器、毒ガス、大量破壊兵器、それは絶対に弾薬に含まれない、そのことを法律に書いてください。書けない理由は何ですか。

○安倍内閣総理大臣 国是として非核三原則を我々は既に述べているわけでありまして、はっきりと表明をしております。それを例えば全ての法律に落としているかといえば、それはそうではないわけでありまして、国是は国是として確立をしているわけでありまして、この国是の上に法律を運用していくのは当然のことであろう、このように思うところでございます。

○山井委員 その国是を、きのうの平和式典で非核三原則、国是を言わなかったのはあなたじゃないですか。

その前日に中谷大臣は、法律上、核兵器を輸送できると国会で答弁しているんですよ。日本だけじゃなくて世界じゅうの方々が、核兵器をもしかしたら持つかもしれない、そういう議論を始めるんじゃないかと不安に思うのはごく自然だと思いますよ。

二〇〇六年、安倍政権、第一次政権のときにも、核保有の議論はすべきだという議論が自民党の中から出てきたじゃありませんか。

安倍総理、なぜ、この法案に核兵器の輸送を除外すると入れないのか、全く納得ができません。

安倍総理は、今までの国是であった平和憲法、専守防衛、そういうものを壊そうとしているんじゃないかと原爆の被害者の方々もおっしゃっておられます。最近の政府の施策には被爆者の願いに反するものがあり、危惧と懸念を禁じ得ない、その最たるものが安保法案だと被爆者の代表の方々もおっしゃっておられます。

きょう安倍総理が認められたように、法律上、核兵器を自衛隊が輸送できるようにする、こんな危険な法律を日本の国で成立させることはできません。その撤回を求めます。

安倍総理、最後に答弁をお願いします。

○安倍内閣総理大臣 山井委員が前提としていることは、全て間違っています。

○山井委員 法律的にはそのとおりじゃないですか。国民が議論するのは法律ですから。

以上で質問を終わります。